

参考資料

1. 第四次箕面市子どもプランの策定経過

日程	検討内容	会議
平成 29 年度 (2017 年度)		
3 月	計画検討開始	第 2 回箕面市子ども・子育て会議
平成 30 年度 (2018 年度)		
2 月	アンケート調査票	第 1 回箕面市子ども・子育て会議
2 月～3 月	アンケート調査の実施	
令和元年度 (2019 年度)		
1 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 箕面市子ども・子育て会議 計画策定部会の設置 ・ アンケート調査の報告	第 1 回箕面市子ども・子育て会議 第 1 回箕面市子ども・子育て会議計画策定部会
1 2 月	計画素案の検討	第 2 回箕面市子ども・子育て会議計画策定部会
1 月	計画素案の検討	第 3 回箕面市子ども・子育て会議計画策定部会
令和 2 年度 (2020 年度)		
5 月	答申	第 1 回箕面市子ども・子育て会議計画策定部会
6 月	パブリックコメントの実施	

2. 箕面市子ども・子育て会議への諮問



箕 子 政 第 1 8 7 号
令 和 元 年 (2 0 1 9 年) 1 1 月 2 2 日

箕面市子ども・子育て会議会長 様

箕面市教育委員会
教育長 藤迫 稔

子ども・子育て支援事業計画について（諮問）

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

この制度は、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を図ろうとするものであります。

また、本市においては、子どもを安心して育てるための支援を強化し、子どもたちが元気に健やかに育つまちづくりを進めており、今後においても、国の動向を見極め市の現状を踏まえつつ、新しい時代に即した子ども・子育ての支援施策を形づくっていく必要があります。平成27年に「第三次箕面市子どもプラン」を作成しましたが、今年度で計画期間が終了するため、後継計画の策定が必要となります。

つきましては、箕面市子ども・子育て会議条例（平成22年3月27日箕面市条例第5号）第2条第2項の規定に基づき、下記のことについて貴会の意見を求めます。

記

- 1 子ども・子育て支援事業計画に関すること

3. 箕面市子ども・子育て会議からの答申

令和2年（2020年）5月27日

箕面市教育委員会
教育長 藤迫 稔 様

箕面市子ども・子育て会議
会長 澤田 有希子

子ども・子育て支援事業計画について（答申）

令和元年（2019年）11月22日付け箕子政第187号による箕面市教育委員会からの諮問のありました「子ども・子育て支援事業計画について」に関し、慎重に審議を重ねた結果、「第四次箕面市子どもプラン（案）」としてとりまとめましたので、別添のとおり答申いたします。

今後、計画の理念である「箕面市に生まれ育つ全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくり」の実現に向け、着実な計画の推進が行われるよう要望いたします。

4. 箕面市子ども・子育て会議条例

平成二十七年三月二十七日

条例第五号

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づき、併せて児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第八条第三項及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項に規定する合議制の機関の機能を有する機関として、箕面市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について、調査審議し、連絡調整し、又は処理する。

- 一 児童福祉に関する事項
- 二 次世代育成支援対策の推進に関する事項
- 三 子ども・子育て支援法第七十七条第一項各号に掲げる事項
- 四 青少年健全育成及び青少年活動に関する事項

2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事項について、市長又は箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、答申することができる。

3 子ども・子育て会議は、第一項各号に掲げる事項について、市長及び委員会に意見を申し出ることができる。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が任命した委員をもって組織する。

- 一 市民
- 二 学識経験者
- 三 関係行政機関の職員

2 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査審議させ、又は処理させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、第一項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。

2 臨時委員の任期は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議又は処理が終了する時までとする。ただし、その任期は、二年を限度とする。

(報酬及び費用弁償)

第五条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭

和二十九年箕面市条例第十号) の定めるところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(箕面市子ども育成推進協議会条例の廃止)

2 箕面市子ども育成推進協議会条例（平成十七年箕面市条例第三十三号）は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例の施行後最初に任命される委員及び臨時委員の選任その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

4 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

5. 委員名簿

(1) 箕面市子ども・子育て会議

氏名	選出区分	所属等	備考
澤田 有希子	学識経験者	関西学院大学人間福祉学部社会起業学 科准教授	会長
田中 文子	学識経験者	公益社団法人子ども情報研究センター 理事	会長職務代理 ～令和元年度 7月
馬場 幸子	学識経験者	関西学院大学人間福祉学部人間福祉研 究科准教授	会長職務代理 令和元年度 11月～
垣内 寛子	市民委員	市民委員	令和元年度 11月～
板橋 徹	市民委員	市民委員	令和元年度 11月～
廣瀬 順亮	青少年関係団体	箕面市青少年を守る会連絡協議会会長	～令和元年度 7月
西野 俊治	青少年関係団体	箕面市青少年を守る会連絡協議会会長	令和元年度 11月～
山内 照和	福祉関係団体	箕面市民生委員児童委員協議会会長	～令和元年度 7月
山口 慎太郎	福祉関係団体	箕面市民生委員児童委員協議会副会長	令和元年度 11月～
宗形 靖義	事業所	民間保育所代表	
北島 崇孝	事業所	箕面市私立幼稚園連盟代表	
齋藤 真由子	保護者	箕面市保育所・園保護者会代表	～令和元年度 7月
濱脇 有香	保護者	箕面市保育所・園保護者会代表	令和元年度 11月～
中内 麻由美	保護者	私立幼稚園・認定こども園	～令和元年度 7月
稲葉 千津子	保護者	私立幼稚園・認定こども園	令和元年度 11月～
藤田 玲子	保護者	箕面市PTA連絡協議会代表	～令和元年度 7月
竹下 麻里	保護者	箕面市PTA連絡協議会代表	令和元年度 11月～
堀 道子	関係行政機関	大阪府池田子ども家庭センター所長	

(2) 計画策定部会

氏名	所属等	備考
澤田 有希子	関西学院大学人間福祉学部社会起業学科准教授	部会長
垣内 寛子	市民委員	
板橋 徹	市民委員	
山口 慎太郎	箕面市民生委員児童委員協議会副会長	
宗形 靖義	民間保育所代表	
北島 崇孝	箕面市私立幼稚園連盟代表	
濱脇 有香	箕面市保育所・園保護者会代表	
稲葉 千津子	私立幼稚園・認定こども園	
竹下 麻里	箕面市PTA連絡協議会代表	

6. 箕面市子ども条例

平成十一年九月三十日

条例第三十一号

子どもは、さまざまな人々と関わりを持って日々成長しています。また、個人として尊重され、健やかに遊び、学ぶことができる社会で育つことが望まれます。

子どもが生まれて初めて出会う人は家族であり、家庭における教育が、子どもの成長に重要な役割を果たしています。

箕面市のすべての子どもが、幸福に暮らせるまちづくりを進めるためには、家庭と学校と地域が相互に緊密に連携するとともに、大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚し、公德心を持って社会規範を守り、互いに学び共に育ち、協働することが必要です。

大人は、子ども自らが創造的な子ども文化をはぐくみ、次代を担う人として成長するよう、愛情と理解と、ときには厳しさをを持って接することが大切です。

箕面市は市民と協働し、子育てに夢を持ち、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意し、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、市と市民の役割を明らかにすることにより、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「子ども」とは、十八歳未満の者をいう。

(基本理念)

第三条 市と市民は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの幸福を追求する権利を保障する。

2 子どもは、主体的に判断し、行動し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を養い、自らを律しつつ義務を果たし、たくましく生きることができるよう支援される。

3 大人は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざし、子どもと協働する。

4 市民は、安心して子どもを育てることができるよう支援される。

(市の役割)

第四条 市は、基本理念に基づき、子どもに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

(市民の役割)

第五条 市民は、自らの日常生活が子どもの生育環境をつくりだしていることを理解し、子どもが幸福に暮らせるまちづくりに努めるものとする。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを理解し、子どもを育てることに最善を尽くすよう努めるものとする。

(子どもの健康)

第六条 市と市民は、子どもの健康の保持と増進に努めるものとする。

(子ども文化)

第七条 市と市民は、子どもの多様で自主的な活動から生まれる子ども文化を尊重するものとする。

2 市と市民は、子ども自らの文化的活動、社会的活動その他の活動に対し積極的な支援に努めるものとする。

3 市と市民は、子どもにゆとりと安らぎを与える居場所の確保に努めるものとする。

(子どもの意見表明)

第八条 市と市民は、子どもの成長に応じて、表現の自由と意見を表明する権利を尊重するものとする。

2 市は、まちづくりに関し子どもの意見が反映される機会の確保に努めるものとする。

(子どもの社会参加)

第九条 市と市民は、子どもの社会参加の機会の確保に努めるものとする。

(子どもと環境)

第十条 市は、子どもの活動の場の確保と自然環境の保全に努めるものとする。

2 市は、子どもの生育環境を良好に維持するため、必要に応じ市民その他の関係機関と調整を行うものとする。

(学校・幼稚園・保育所・認定こども園)

第十一条 学校・幼稚園・保育所・認定こども園の機関は、子どもの豊かな人間性と多様な能力をはぐくむための重要な場であることを認識し、子どもの学習する権利や保育を受ける権利が侵されないよう自らその役割を点検し、評価するよう努めるものとする。

2 学校・幼稚園・保育所・認定こども園の機関は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、その運営について意見を聴き、協力を受けるなど開かれた学校・幼稚園・保育所・認定こども園づくりの推進に努めるものとする。

3 市は、学校・幼稚園・保育所・認定こども園の施設を市民の身近な生涯学習の場や市民活動の場として活用するよう努めるものとする。

(子育て支援)

第十二条 市は、保護者が子どもを育てるに当たり、必要に応じて経済的又は社会的な支援を行うことができる。

2 市は、子ども自身の抱える問題や子どもに関する相談に対し、速やかに対応するよう努めるものとする。

(市民活動支援)

第十三条 市は、子どもの自主的な活動や市民の子どもに関する活動を奨励し、支援することができる。

(相互連携)

第十四条 市は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、市民その他の関係機関との相互連携を積極的に支援するものとする。

(救済)

第十五条 市は、子どもが人権侵害その他の不利益を受けた場合、これを救済する制度の整備に努めるものとする。

(推進体制)

第十六条 市は、子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、総合的な推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第四五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

7. 箕面市子育て応援宣言

●●● 箕面市子育て応援宣言 ●●●

未来にはばたく子どもたち
わたしたちは、子どもたちの「^{ちから}力」をしっかり伸ばしたいと考えます。

学力 ...ひとりひとりの成長にあわせ、学^{ちから}ぶ力を養います

体力 ...体を動かすのが大好きな子どもを育てます

そして
+ **つながる^{ちから}力** を大切にします

自分も好き、友だちも好き。
そして、自分の意見を表現でき、友だちのことも認めることができる。
そういう^{ちから}力が、「^{ちから}つながる力」です。

^{ちから}つながる力を育てましょう

それぞれの家庭で

子どもの育みの原点となるのは家庭です。
子どもたちが、大事にされていると感じられる温かいかわりを
じっくりと繰り返しましょう。
子どもたちの心は満たされ、人とつながる勇気を蓄えます。

保育所、幼稚園、 学校などで

しっかり遊んで、きちんと叱られて
友だちの大切さと守るべきルールを学ぶことが
子どもたちには大切です。
家庭と園や学校が気持ちをひとつに、子どもたちと向き合しましょう。

身近な地域で

たとえば、道ばたで転んで泣いたとき
いつも声をかけてくれるご近所さんに、助けてもらったこと。
そんな体験を、地域の子どもたちにたくさんさせてあげてください。
困ったときに、きちんと誰かに相談できる^{ちから}力が育ちます。

大人たちもつながりましょう

まちのあちこちで

子どもたちの^{ちから}つながる力を育てるためには
大人たち自身がゆるやかに支え合うこと
そのつながりを日々実感できていることが大切です。
子どもたちを真ん中に、地域の輪をつくっていきましょう。

第四次箕面市子どもプラン

令和2年（2020年）6月

発行：箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局教育政策室

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1

電話：072-723-2121（代表） ファクス：072-724-6010